

佐賀市立若楠小学校いじめ防止基本方針

佐賀市立若楠小学校

はじめに

本方針は、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめが行われない学校を作るために策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は以下の通りである。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- 教職員全員が「心の応援団」として児童一人一人を全力で守ることを児童・保護者・地域に伝えます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童に対して一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

＜児童に対して＞

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・「協働的な学び」を通じて、児童同士が関わり合いながら分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や「児童一人一人がかけがえのない存在である」といった命の大切さを道徳の時間や学級活動の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

＜教員に対して＞

- ・児童一人一人が、自他を認め合い、自分の居場所を感じられるような学級経営（人的環境のユニバーサルデザインの整備）に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図ったり自尊感情を高めたりできるように、子ども一人一人のよさが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。

- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を全教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聴いたり、手紙等に相手の立場に立って答えたりする姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査（ほのぼのアンケート）を、心育成部を中心に年間に5～6回実施したり、Q-Uテストを全学年で実施したりして、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長及び生徒指導主任が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されないこと」「いじめに気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせること」「いじめにあったときは全力で守ること」を児童に伝える。
- ・「いじめ0宣言」など「いじめ問題」に関して児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学級・学校便り、ふれあい道徳授業、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・対応について

<早期発見にむけて・・・「変化に気付く」>

- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気になる児童については子ども支援会議やケース会議など気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声を掛け、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査や Q-U テスト等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聴き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから絶対に守る姿勢で対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。

＜早期の対応を ・ ・ 「傷口は小さいうちに」＞

- ・ 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、周り児童を含めた情報収集、家庭環境・生活環境の把握等、構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されないこと」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。
- ・ いじめが「どれだけ相手を傷つけ、苦しめるか」について気付かせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちや家庭環境・生活環境等を聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に把握し、当該保護者に伝えるときにも、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・ いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童への指導及び保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

4 校内体制について

- ・ 校内に「いじめ防止対策委員会（内部委員会・拡大委員会）」を設置する。内部委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、該当担任、該当学年主任、教育相談担当とする。また、いじめが認知された場合に対応するために、拡大委員会を設ける。委員は内部委員に加えて、外部委員としてスクールカウンセラー、学校評議員、PTA 代表者を加える。
- ・ 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等を行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の全教職員が共有するようにする。
- ・ 学校評価においては、評価項目の中に「いじめ問題への対応」という項目を起し、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合は佐賀市教育委員会へ報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、佐賀市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題についての学校の取組について学校側から情報提供するとともに、児童の健全育成についての話し合いをもってもらいたい。

6 事案への対処

いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

《いじめ発生時の対応》

【① いじめの覚知】

アンケートや相談等により、各教職員がいじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、教育委員会に覚知報告を行う。

【② いじめの認知】

覚知後、22条委員会（校内対策委員会）を開催し、いじめの実態を把握するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。

いじめを認知した場合は、校内対策委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。

また、いじめと認知しなかった場合においては、被害児童及び保護者に、学校が聴取した事実関係について十分に説明を行い理解が得られるように誠意をもって対応に努める。

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。また、必要に応じ、PTAと学校が連携し一致団結して問題の解決にあたる。学校は、調査の結果、刑事事件に該当する可能性があるかと判断した場合は、所轄の警察と相談する。

また、指導体制や対応方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、認知後1週間を目途に教育委員会に認知報告を行う。

なお、認知したいじめがすでに終息したものであれば、学年主任や担任、生徒指導担当により、被害・加害児童への指導を行い、管理職にその内容を報告する。

【③ 情報の記録及び共有】

各教職員は、教育現場における安全管理の手引き及び危機管理マニュアルに従い対応するとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、生徒指導協議会等を通し共有するとともに、引き続き経過観察・支援を行う。

《いじめの再発防止の取組》

【① 継続的なケア】

聴取した情報や事実等を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有し、いじめを受けた児童・保護者への支援といじめを行った児童・保護者への助言を継続的に行い、いじめの解消、再発防止に向け継続的なケアと指導を行う。

【② 継続的な体制づくり】

学校（管理職、学年主任、担任、教育相談担当者、養護教諭）は、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、被害児童を守り、立ち直りを図る。校内での見守り体制を強化し、休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくりを行う。

【③ 継続的な指導】

学校は、いじめ解消、再発防止に向け、全校集会、学年集会でいじめは絶対に許さないという姿勢を示すとともに、お互いを思いやり、生命や人権を大切にするよう指導を行う。

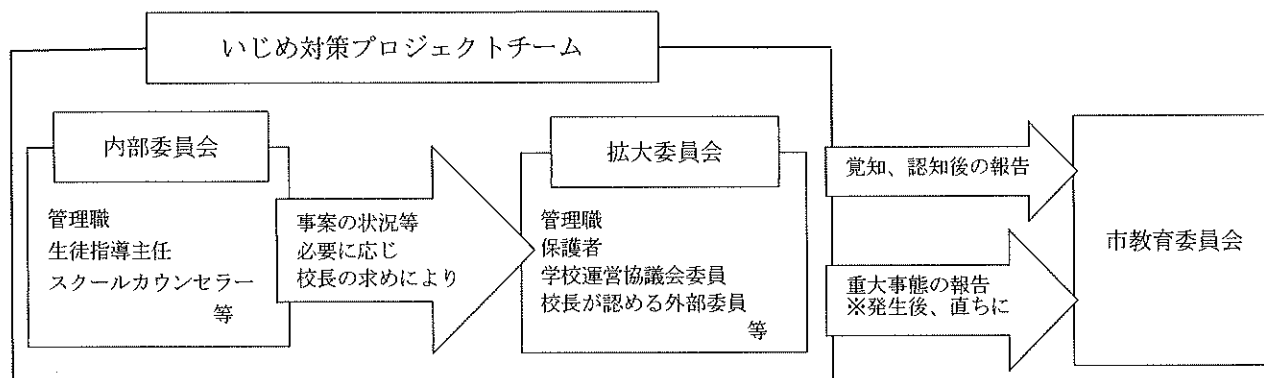
【④ 経過観察】

適切な措置により一定の解決を図った後、3カ月以上の経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

7 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。
以下の流れに沿って、対応をしていく。

【対応のフロー図】



8 ネットいじめに対する対応

子どもたちの携帯電話等によるメールやインターネットの利用が急増しており、それに伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板、ライン等を利用し、特定の児童に対する誹謗・中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめが生じ、暴力事件に発展するなど問題が深刻化している。学校と家庭・地域が連携し、携帯電話、インターネット等の正しい使い方、情報モラルの指導を徹底し、未然防止やいじめの解決に向けた取組を行っていく必要がある。

(1) ネットいじめの未然防止に向けて

① 携帯電話の所持について

佐賀市の生徒指導方針に基づき、若楠小学校児童において必要のない携帯電話について安易な気持ちで与えないように保護者への理解と協力を要請する。

② 情報モラルの指導と教師の指導力の向上

ア ネットいじめ、トラブルを予防するために、ネットの影の部分に視点を当て、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラルの指導を行っていく。

イ 情報モラルの指導については、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じた指導を行う。なお、指導に当たっては、教師がネット上のいじめの実態を把握し、外部専門家を講師に招き、学校全体で児童への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

ウ 道徳において、相手への気遣いや相手を思いやる気持ちの大切さについて、人権・同和教育の視点から、命、差別、中傷による人権侵害について指導を行い、ネットという見えない相手、言葉の重みについて一人一人が考えきれるように指導を行う。

エ 定期的にネットパトロールを行い、ネットいじめにつながりそうな事案の早期発見・早期対処に努める。

③ 家庭・保護者との連携

ア 授業参観において、命を考える授業を公開し、親子で命の大切さについて考える機会をもつ。

イ PTA 主催によるネット問題の教育講演会を開催したり、学級懇談会で話題として取り上げたりして、学校と家庭が同じ認識で連携し指導を行う。

(2) ネットいじめへの対応

被害を受けている子どもを守ることを優先に考え、ネット上で発見し次第、早急に対応を図り、いじめへの発展、ネットでの拡散防止や2次被害を防止する。

① ネットいじめの発見

学校では、保護者と連携し、子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、ネットいじめに対応していく。ネット上での個人の誹謗・中傷は、学校だけ、保護者だけでは発見が難しいことから、教育委員会、関係機関と連携して、「ネットパトロール」による情報提供を得ながら早期の発見につなげる。

② 書き込み内容の確認

誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認し、書き込みのあった掲示板等の URL を控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。なお、携帯電話等などプリントアウトが不可能な場合は、カメラで画面を撮影するなどして画像として保存する。

③ 掲示板等の管理者に削除依頼（※削除依頼については佐賀市教育委員会と協議し、連携し進める）

ア 個人を誹謗・中傷した書き込みについては管理者へメールを送り、掲示板からの削除を依頼する。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する。

イ 削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンや学校のメールアドレスから行うこと。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載しない。（2次被害の防止のため）

④ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダへ削除依頼を行う。

⑤ 削除依頼しても削除されない場合

削除依頼してもされない場合は、佐賀市教育委員会と相談し、佐賀北警察署生活安全課や佐賀法務局に相談するなどして対応方法を検討する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。